

## 第九章 出願公開及び実体審査請求

1. 出願公開 .....	2
2. 実体審査請求 .....	3

## 第九章 出願公開及び実体審査請求

出願公開制度とは、特許出願の出願後、審査を経て規定手続きに符合しないところがなく、且つ公開すべきではない事情がない場合、一定期間を経てその出願の技術内容を公開することで、企業活動の不安定及び研究開発の重複の浪費を避け、並びに技術公開により産業界が一早く新しい技術情報を入手し、産業科学技術の向上を促進するものである。

出願審査制度とは、特許出願の出願後、出願人が専利権を取得したい又はあらゆる第三者が審査結果を知りたい場合、法定期間内に実体審査を請求しなければならない、専利主務官庁が特許出願の専利要件について審査を行なうことである。

### 1. 出願公開

特許出願書類が審査を経て規定手続きに符合しないところがないと判断し、且つ公開すべきではない事情がない場合は、出願日から18ヶ月を経過した後に、当該出願を公開しなければならない。上述した期間は、優先権を主張する場合、その起算日は優先日の翌日である。2つ以上の優先権を主張する場合は、その起算日は最も早い優先日の翌日である。

特許出願が以下の事情のいずれかを有する場合、公開しない。：

- (1)出願日の後から15ヶ月以内に取下げられた場合。
- (2)国防機密又はその他国家安全の機密に関わる場合。
- (3)公序良俗を妨害する場合。

特許出願において、上述した第(2)、(3)項の公開すべきでない事情を有する場合は、期限を設けて答弁を通知し、期限が過ぎても答弁しなかった場合は、公開しないものとする。

企業界にできるだけ早く新しい情報を入手させ、研究開発の重複を避けることができるよう、出願人はその出願について早期公開を請求することができるが、遅延公開を請求することはできない。出願人がその出願について早期公開を請求する場合は、書面をもって提出しなければならない、当該出願の書類が完備し且つ公開すべきではない事情がない場合、公開作業を行なう。

出願人が記載した要約が専利法施行細則の規定に符合していない場合は、期限を設けて補正を通知、又は職権に基づいて補正後、出願人に通知することができる。

出願人の指定した代表図が、審査を経てその指定が不適切であると認められた場合、例えば：指定された代表図が習知の技術図である、指定された図面が

当該創作の技術的特徴を最も代表するものでない場合は、期限を設けて補正を通知、又は職権により指定又は削除した後、出願人に通知することができる。

特許出願を出願日(優先権を主張している場合、最も早い優先日とする)から15ヶ月以内に取下げた場合、当該出願は公開しないものとする。理論上、査定を経て專利付与された出願に、取下げの問題は生じない。言い換えれば、特許出願は、出願日の後から15ヶ月以内に査定を経て專利付与され、公告前までにおいても取下げの問題はないことから、出願人が15ヶ月以内に出願を取下げた場合、出願人の真意を探求すると、後の費用納付によって取得できる專利権の権利を放棄することに属するものである。この時、出願人の權益を考慮し、当該出願は公開しないものとする。

特許出願は出願日の後から3年以内に実体審査を請求することができる。分割出願又は変更出願して特許出願となり、前述した期間を過ぎた場合は、分割出願後の子出願又は変更出願後の特許出願は分割出願又は変更出願日の後から30日以内に実体審査を請求することができる。当該分割又は変更は、法定期間内に実体審査を請求しなかった場合は、法により取下げと見なすが、公開手続きには影響しない。

国内優先権を主張する場合は、その先願は出願日から満15ヶ月で、取下げと見なす。重複公開を避けるため、国内優先権を主張する際、その先願は公開しないものとする。

出願公開とは、出願日を取得した中国語版の内容に基づいて公開され、一般的に15ヶ月以内に補正を申請した出願については、公開公報に補正された事実を記載し、補正版を合わせて公開する。

複数の優先権を主張する場合は、全ての優先権主張、又は一部の優先権主張を取下げることができる。優先権主張の取下げことにより、出願の最も早い優先日に変更された又優先日がない場合は、変更後の最も早い優先日又は出願日の翌日から起算して18ヶ月後に公開しなければならない。例えば：公開の準備手続きが開始する前に優先権主張を取下げた場合、当該出願の出願公開は変更後の最も早い優先日又は出願日から18ヶ月を経過した後に延長しなければならない。しかし、出願日又は最も早い優先日の後から15ヶ月後に始めて優先権主張を取下げた場合、最も早い優先日の変更又は優先日の有無に拘わらず、その公開日は依然として最初に主張した最も早い優先日から18ヶ月後とする。

## 2.実体審査請求

特許、意匠は実体審査を採用しており、実用新案は形式審査を採用しているが、特許は請求により実体審査を行い、意匠は職権により実体審査を行なっている。

特許出願日の後から3年以内に、誰でも実体審査を請求することができる。しかし、当該期間を過ぎ、分割出願又は変更出願した場合は、分割出願又は変更出願後から30日以内に実体審査を請求することができる。

実体審査の請求は取下げることができない。前述した法定期間内に実体審査の請求をしなかった場合、当該特許出願は取下げたものと見なす。

実体審査の請求は願書を備え、以下の事項を記載する。:

(一)出願番号。

(二)発明の名称。

(三)実体審査請求人の氏名又は名称、国籍、住居所又は営業所。代表者がいる場合は、代表者の氏名を記載しなければならない。

(四)代理人に委任している場合、その氏名、事務所。

(五)専利出願人であるか否か。

出願人が特許出願時に合わせて実体審査の請求をする場合、特許出願の願書上に既に出願に関連する資料を備えていることから、特許の願書のみで実体審査請求を提出する旨を明記すればよく、さらに実体審査の請求書を添付する必要はない。

実務上、特許出願の願書に実体審査請求のマークを付けたが、実体審査請求費用を納付していない、又は実体審査請求をマークしていないが、実体審査請求費用を納付している場合は、期限を設けて説明を通知し、出願人の本当の意思を探求してから手続きを行う。

出願が既に実体審査請求済みであり、後で他人が再度実体審査請求する場合は、後で実体審査請求した者に対し、当該出願は既に実体審査請求済みである旨を通知し、納付した費用を払い戻す。上述した通知は、事実行為であり行政処分ではない。